

## 「(仮称)河内長野市子どもたちをいじめから守り悩みに寄り添う条例(案)」の概要について

### 現状

#### ■ 全国の小・中学校の認知件数は約 71 万件

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものです。令和5年度の子ども家庭庁のデータによれば、全国の小・中学校におけるいじめ認知件数は、過去最多の 711,633 件、そのうち、重大ないじめ事案は 1,039 件、発生しています。

#### ■ いじめの定義のポイント(いじめ防止対策推進法第2条第1項より)

①「A が B に対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと」

②「当該行為の対象となった B が心身の苦痛を感じていること」

①と②に該当すれば、周りが「このくらいは大丈夫」と思っても、いじめとして扱われます。これは、社会がイメージする「いじめ」とは異なる部分があることに注意が必要です。

### 条例制定の目的

#### ■ いじめを許さないまちづくりの推進

いじめの発見や解決が容易ではないことから、将来にわたっていじめの早期発見・早期対応を図るなど、地域社会が一丸となっていじめ問題の防止等のための対策に努め、取り組む必要があります。

河内長野市では、すべての市民とともにいじめを許さないまちづくりを進め、子どもたちをいじめから守り、様々な悩みを抱える子どもたちに寄り添う地域社会を実現するため、この条例を制定します。

### (仮称)河内長野市子どもたちをいじめから守り悩みに寄り添う条例(案)の概要

#### ■ 条例名

「(仮称)河内長野市子どもたちをいじめから守り悩みに寄り添う条例(案)」

#### ■ 目的

児童等に対するいじめの早期発見・早期対応及びいじめ問題の防止に係る基本理念ならびに必要な事項を定めることにより、すべての児童等が安心して生活し、健やかに成長することができる社会の実現に資することを目的とします。

#### ■ 基本理念

いじめ問題の防止等のための対策は、児童等の健やかな心身の成長や人格の形成に影響を与えず、その人権を侵害することのないよう、児童等の利益を最優先に、児童等のいじめ問題への理解を深め、いじめが行われなくなるようにすることを旨とし、子ども、市、教育委員会、学校、保護者、市民・地域団体等及び関係機関等の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行うこととしています。

#### ■ 特徴

○市、教育委員会の責務、子ども、学校、保護者、市民・地域団体等の役割を明示しています。

○市長は、いじめを早期に発見し対応するため、相談窓口を設置します。

○市長は、関係する児童等及びその保護者に聞き取り調査を行うことができます。

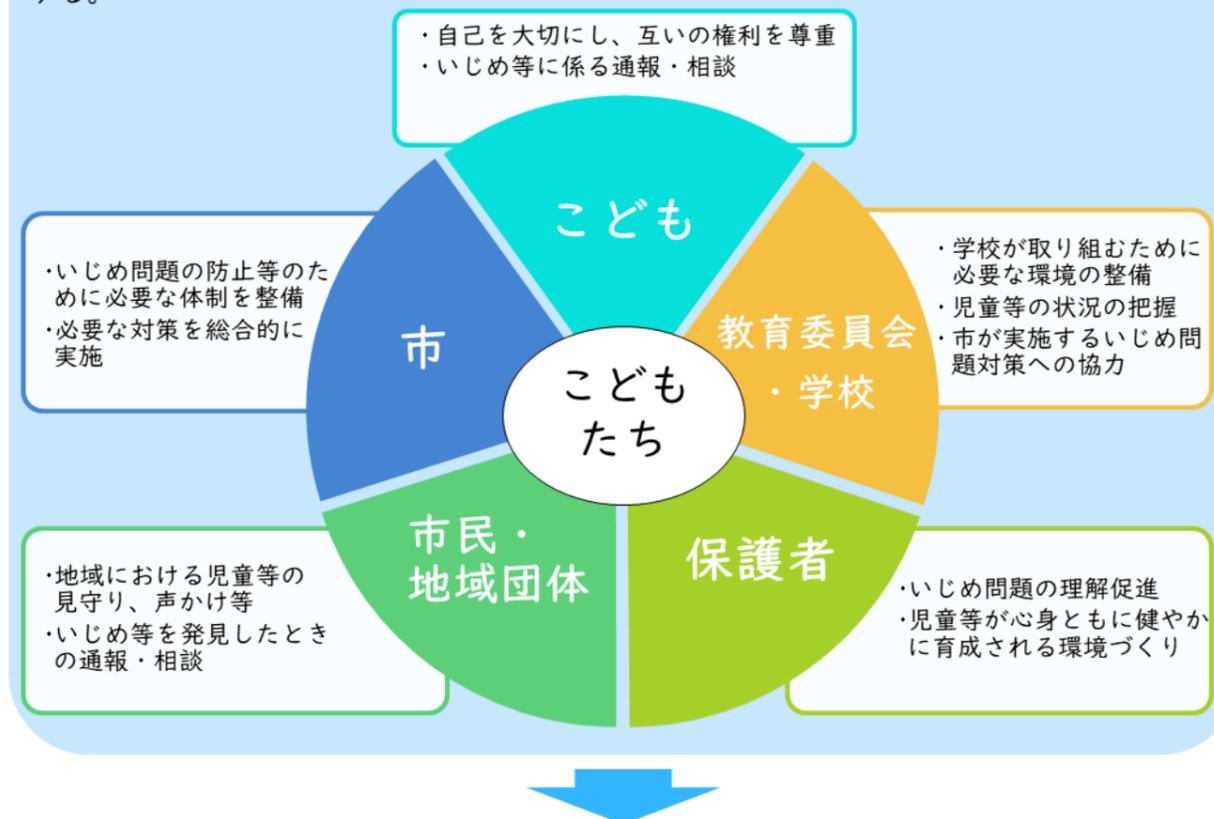
○市長は、学校等に対して是正を勧告することができます。

#### ■ 条例施行予定日

令和8年4月1日(令和8年1月1日制定)

### 『子どもたちをいじめから守り悩みに寄り添う』地域社会の実現

いじめを人権侵害として捉え、いじめゼロに向け市長部局で新たな取組みを行うことで、子どもたちをいじめから守り、様々な悩みを抱える子どもたちに寄り添う地域社会を実現する。



### (仮称) 子どもたちをいじめから守り悩みに寄り添う条例(案)の必要性

- ・子ども、市、教育委員会、学校、保護者、市民・地域団体等の責務や役割を明記。
- ・相談窓口の設置根拠、市長の権限の明記。